

警戒区域から避難を余儀なくされたために仕事や学校などの関係で家族別離を余儀なくされた家族について、東京電力から直接賠償を受けた金額のほかに、日常生活阻害慰謝料の増額分などが認められた事例。

和解契約書（全部和解）

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）において、申立人X1，申立人X2，申立人X3及び申立人X4（以下「申立人ら」という。）と被申立人東京電力株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

1 和解の範囲

申立人らと被申立人は、本件に関し、下記の各損害項目（下記の各期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点について、本和解の効力は及ばないことを確認する。

記

損害項目

(1) 自宅以外での生活を長期間余儀なくされ、正常な日常生活の維持・継続が長期間にわたり著しく阻害されるとともに今後の生活の見通しへの不安に対する精神的苦痛の損害の増額分

(内訳)

・平成23年3月分ないし平成24年11月分

各自各月3万円，合計252万円

(2) 検査交通費

(申立人X3及び申立人X4分、平成24年1月ないし同年4月)

4万円

期 間

(1) 自 平成23年3月11日 至 平成24年11月30日

(2) 自 平成24年1月1日 至 平成24年4月30日

2 和解金額

被申立人は、申立人らに対し、前項所定の各損害項目（同項所定の各期間に限る。）に対する和解金として金256万円の支払義務があることを認める。

3 支払方法

(省略)

4 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

5 清算条項

申立人らと被申立人は、第1項記載の損害項目(2)(同項記載の期間(2))に限り、その遅延損害金を含む。)については、本和解に定めるもののほか、当事者間に何らの債権債務がないことを相互に確認する。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人ら及び被申立人が署名（記名）押印の上、申立人らが1通、被申立人が1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成24年12月28日

（仲介委員 土井 隆）